## 大規模小売店舗立地法に基づく県の意見の公告

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第8条第4項の規定により同法第5条第1項 (第6条第2項、附則第5条第1項) の規定による届出をした者に対して県の意見を述べたので公告する。

平成 24 年 10 月 1 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 長浜ファッションモール 長浜市小堀町字阿原町 380 番地
- 2 県の意見の概要

夜間における発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測について、夜間の荷さばき作業に伴う騒音が店舗東側の住居地点において規制基準値を超過することから、荷さばきを行う時間帯を昼間のみに変更する等の騒音対策を講じること。

- 3 県の意見の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1 滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目 1 - 1 長浜市産業経済部商工振興課 長浜市高田町 12 番 34 号

(2) 縦覧期間 平成24年10月1日から平成24年11月1日まで